

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-70838
(P2015-70838A)

(43) 公開日 平成27年4月16日(2015.4.16)

(51) Int.Cl.

A O 1 K 1/015 (2006.01)

F 1

A O 1 K 1/015

テーマコード (参考)

B

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L 外国語出願 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2014-180922 (P2014-180922)
 (22) 出願日 平成26年9月5日 (2014.9.5)
 (31) 優先権主張番号 P.405245
 (32) 優先日 平成25年9月5日 (2013.9.5)
 (33) 優先権主張国 ポーランド (PL)
 (31) 優先権主張番号 14/274,562
 (32) 優先日 平成26年5月9日 (2014.5.9)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 514226660
 トマシュ・ガウロン
 ポーランド国 41-408 ムイスウォ
 ヴィツェ, ウル・クリシュタウォバ 11
 /21
 (74) 代理人 100140109
 弁理士 小野 新次郎
 (74) 代理人 100075270
 弁理士 小林 泰
 (74) 代理人 100101373
 弁理士 竹内 茂雄
 (74) 代理人 100118902
 弁理士 山本 修
 (74) 代理人 100107386
 弁理士 泉谷 玲子

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】特にネコに適した、動物ケージのリター組成物

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】植物纖維から作製された猫に適した動物ケージのリータ組織物の提供。

【解決手段】圧縮したヒマワリ (sunflower) の殻の総質量の、0~50%の量の既知の結合剤、および/または0~80%の量の既知の充填材を添加した、1~100%、好ましくは100%の量の圧縮および/または粉碎したヒマワリの殻の形である植物に基づく結合剤および充填剤である。

【選択図】なし

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

植物に基づく結合剤および充填材、すなわち木材樹脂および／または細かい削りくずを添加した、ペレット、おがくずまたはブリケットに基づく環境に優しい植物廃棄物の形の、特にネコに適した、動物ケージのリター組成物であって、圧縮したヒマワリ (sunflower) の殻の総質量の、0～50%の量の既知の結合剤、および／または0～80%の量の既知の充填材を添加した、1～100%、好ましくは100%の量の圧縮および／または粉碎したヒマワリの殻の形であることで特徴付けられる、前記組成物。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

【0001】

関連出願に対するクロスリファレンス

[01]本出願は、2013年9月5日出願で現在係属中のポーランド実用新案出願第P.405245号に優先権を請求し、該出願の内容は本明細書に援用される。

技術分野

[02]本発明は、一般的に、特にネコに適した、動物ケージのリター組成物に関する。製品は、純粋な植物繊維から作製され、100%天然であり、そして生物学的にリサイクル可能である。

【背景技術】

20

【0002】

[03]本発明の目的は、小型の毛皮がある家庭動物ケージ用の寝わらとして、そしてリター・ボックス充填材として使用するための、特にネコに適した、動物ケージのリター組成物を提供することである。

【0003】

[04]小型の毛皮がある飼育動物または家庭動物を飼育するために用いられる、現在知られるリター組成物タイプは、ベントナイト・ペットリター、シリコンペレットまたは木材および植物に基づくおがくずまたはブリケットの形である。

【0004】

30

[05]例えば、特許明細書第PL-188343号に開示される小型ペット、特にネコ用のリター組成物があり、これは、基本構成要素として90%～99% (w/w) の粘土材料、および充填材料として10%～1% (w/w) の木材粉塵または削りくずを含む。カオリナイト、イライト、モンモリロナイト、バイデライトまたはその混合物が粘土材料として用いられる。リター組成物は、ペレットの形である。

【0005】

40

[06]ベントナイト・ナトリウム、カーボネート、炭酸シリカおよびケイ石、火山性の岩石、ならびに粉碎、乾燥および／またはローストに供された気泡コンクリートおよび微孔コンクリートの群に由来する合成鉱物、ベントナイトまたはシルトおよび粘土から作製される弱綿薬を含有する、同様のタイプのベントナイトに基づくリターが、他の特許、例えば、中国特許第CN-10274251号、CN-202406737号、米国特許第US-6860234号、欧州特許第EP-2213162号、ポーランド特許出願第P.365889号および特許公報第P.391115号に提示され、ここで、凝集材料は、0～1%の芳香族混合物が強化され、80～95%の有機材料、5～20%のゲル化組成物を含む。ゲル化組成物は、ミネラル化合物および天然有機物質を含み、一方、ゲル化剤は、重量比1:1または3:2のベントナイトおよびグアーゴムまたはキサンタンゴムまたはアラビアゴムを含む。リター組成物質量中のベントナイトは、ゲル化組成物の総計20～70%、好ましくは40～60%に達し、そして有機物質は、ゲル化組成物の総計30～80%、好ましくは40～60%に達する。用いるベントナイト材料は、微粉化型であり、好ましくは6μm未満の顆粒化のものである。非常に細かい木材のおがくずを天然有機材料として用いる。

【0006】

50

[07]特許出願公報第P.307217号において、ペットリター組成物は、好ましくは芳香族物質の添加を伴って、総計90%~99% (w/w)に達する粘土鉱物、および10%~1% (w/w)の木材粉塵またはおがくずを含み、そして発明の公報第P.365889号においては、動物リター組成物は、粘土およびシリカゲルなどの吸収材料の混合物を含む。

【0007】

[08]米国特許明細書第U.S.-212118242号に開示されるのは、主要構成要素が超吸収特性を持つ超吸収性ポリマー (SAP) であり、結合剤が備わった、ゲル化コロイドの形にシフトするペレットの形のネコ用リターである。

【0008】

[09]植物廃棄物およびバイオマスに基づくりター組成物は、動物ケージのリター組成物の別の群であり、これには、ネコの糞便廃棄物を含むリター ボックス組成物が含まれる。例えば、濾過し、圧縮し、そして次いで乾燥させたサトウダイコン (sugar beet) 紋りかすの形で、環境的に害がなく、そして容易に崩壊する有機物質を含む、小型家畜およびネコ用の、束ねられていない (loose) 寝わらに関する、特許公報第P.308952号は、こうしたリター組成物の例を開示する。こうした紋りかすは、サトウダイコンから糖をプロセシングした副産物である。サトウダイコン紋りかすは、ペレット化に供され、収着容量が改善される。

【0009】

[10]一方、第P.307152号下で特許出願される発明の目的は、家庭で飼育される齧歯類のためのエコロジカルなリター組成物であり、該組成物は、85~12%の相対湿度の細挽き泥炭、pH 4.0の酸性度、および28%~32%の分解値、または木炭およびカラムス (calamus) の添加を伴う上述の特性の高位泥炭を含む。

【0010】

[11]小型飼育動物ケージ用のリター組成物および/または環境に優しい廃棄物に基づくりター ボックスの次の例は、以下の特許に開示される：米国特許第U.S.-7089882号、中国特許第CN-102150627号およびPCT第WO-2008116453号、ここで、基本的な植物構成要素はトウモロコシおよび/または穀物を添加したトウモロコシの穂軸である。トウモロコシの穂軸は、充填材に加えて、結合剤として作用する植物樹脂もまた含有しうる。

【0011】

[12]一方、ドイツ特許第DE-19543311号の目的は、同時に尿増粘剤として作用する充填材が添加された木材を含む、プリケットの形のネコ用リター組成物である。増粘剤は、動物の尿と接触した後、ゲルを形成するグアーフラワーであり、木材プリケットの結合を促進する。

【0012】

[13]PCT第WO-2013004879号の場合、動物用のエコロジカルなリター組成物が森林バイオマスおよび海草から得られている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0013】

【特許文献1】特許明細書第PL-188343号

【特許文献2】中国特許第CN-10274251号

【特許文献3】CN-202406737号

【特許文献4】米国特許第U.S.-6860234号

【特許文献5】欧州特許第EP-2213162号

【特許文献6】ポーランド特許出願第P.365889号

【特許文献7】特許公報第P.391115号

【特許文献8】第P.307217号

【特許文献9】第P.365889号

10

20

30

40

50

【特許文献 10】米国特許明細書第 U S - 2 1 2 1 1 8 2 4 2 号

【特許文献 11】第 P . 3 0 8 9 5 2 号

【特許文献 12】第 P . 3 0 7 1 5 2 号

【特許文献 13】米国特許第 U S - 7 0 8 9 8 8 2 号

【特許文献 14】中国特許第 C N - 1 0 2 1 5 0 6 2 7 号

【特許文献 15】P C T 第 W O - 2 0 0 8 1 1 6 4 5 3 号

【特許文献 16】ドイツ特許第 D E - 1 9 5 4 3 3 1 1 号

【特許文献 17】P C T 第 W O - 2 0 1 3 0 0 4 8 7 9 号

【発明を実施するための形態】

【0 0 1 4】

[14]特にベントナイト・リター群由来の、提示されるリター組成物の不都合な点は、堆肥化不能であり、そして詰まらせる可能性があることから、トイレに廃棄不能であるため、使用が快適でないことがある。さらに、使用し、そしてゴミ箱に捨てたリター組成物は、不快な匂いを発散する。主要リター組成物構成要素であるベントナイトは、匂いにほとんど結合せず、そして匂いをほとんど吸収しない材料であり、そしてネコがリター ボックスの外の床に運び、これが水と接触すると、セメント様の塊を形成し、塊はタイルに固着し、そして特にグラウト材からは除去することが困難である。こうしたリター組成物は重く、そして匂いを吸収せず、そして固まりにくく、そしてリター ボックスから完全に除去しなければならないため、あまり効率的ではない。同様に、ゲル化充填材を含む木材に基づくリター組成物は、トイレに廃棄するには適しておらず、そしてこれらはさらなる芳香族物質を必要とする。おがくずに基づくリター組成物は、ネコの足に付着してリター ボックスの外に運ばれ、そして家を汚す原因となる。

【0 0 1 5】

[15]本発明にしたがい、植物に基づく結合剤および充填材、すなわち木材樹脂および/または細かい削りくずを添加した、ペレット、おがくずまたはブリケットに基づく環境に優しい植物廃棄物の形の、特にネコに適した、動物ケージのリター組成物は、圧縮したヒマワリ (s u n f l o w e r) の殻の総質量の、0 ~ 5 0 % の量の既知の結合剤、および/または0 ~ 8 0 % の量の既知の充填材を添加した、1 ~ 1 0 0 %、好ましくは1 0 0 % の量の圧縮および/または粉碎したヒマワリの殻の形である。

【0 0 1 6】

[16]純粋な植物纖維から作製された製品としての、特にネコに適した、動物ケージのリター組成物は、1 0 0 % 天然であり、そして生物学的にリサイクル可能である。このリター組成物は、非常に効率的であり、そしてしたがって使用するのに経済的である。該組成物は、優れた凝集特性を有して、硬い塊を形成し、したがって、ほこりを生じず、また、動物の足に付着せず、そしてネコによって周囲に運ばれてリター ボックスの近くの床が汚されることはない。糞便物質によって形成される塊は、残りの清浄なリター組成物から分離され、そしてリター ボックスから容易にすくい取ることも可能である。使用後のリター部分は、リター ボックスから全リター内容物を取り除く必要を生じさせない。さらに、廃棄物によって凝集した部分は、リター ボックスに貼り付かず、またはリター ボックスに染みを残さないため、使用後のリター組成物を廃棄した後に、毎回、リター ボックスを洗浄する必要がない。これは、さらに例外的に強い匂い、特にネコの尿中のアンモニアの匂いであっても吸収する。1 0 0 % 環境に優しい製品として、該リター組成物は堆肥化可能であり、そしてトイレに容易に廃棄可能である。全体としてヒマワリの殻を含む本発明記載のリター組成物は、軽く、そして製造および利用する際に安価である。該リター組成物は、低アレルゲン性であり、そして環境に優しい製品である。

【0 0 1 7】

[17]方法の例において、本発明記載の、特にネコに適した、動物ケージのリター組成物は、以下を含む：

【実施例】

【0 0 1 8】

10

20

30

40

50

実施例 I

[0018]特にネコに適した、動物ケージのリター組成物は、ブリケットの形で圧縮された100%ヒマワリ殻塊を含む。該ブリケットは、0.3cm~1.50cmの異なるサイズのプレス化シリンダーの形であり、およそ0.4cmの同じシリンダー直径を有する。

実施例 I I

[19]特にネコに適した、動物ケージのリター組成物は、90% (w/w) の量のブリケットの形に圧縮されたヒマワリの殻、9%の木材削りくず、および1%の樹脂からなる塊を含む。該ブリケットは、0.3cm~1.50cmの異なるサイズのプレス化シリンダーの形であり、およそ0.4cmの同じシリンダー直径を有する。

実施例 I I I

[20]特にネコに適した、動物ケージのリター組成物は、100%のペレット化ヒマワリ殻塊を含む。

【0019】

[21]本明細書において、本発明の例示的な実施を詳細に表現し、そして説明してきているが、適切な技術分野の当業者には、本発明の精神から逸脱することなく、多様な修飾、付加、置換等を行うことも可能であり、そしてこれらはしたがって、以下の請求項に定義するような本発明の範囲内であると見なされることが明らかであろう。

【0020】

[22]上記説明は例示であり、そして制限でないと意図されることが理解されるものとする。例えば、上述の態様（および／またはその側面）は互いに組み合わせて使用可能である。さらに、多くの修飾を行って、本発明の範囲から逸脱することなく、本発明の解説に特定の状況または材料を適応させることも可能である。本明細書記載の材料の寸法およびタイプは、本発明のパラメータを定義するよう意図されるが、これらは決して限定ではなく、例示的な態様である。多くの他の態様は、上記説明を再検討すると、当業者には明らかとなるであろう。本発明の範囲は、したがって、請求項に権利が与えられるのと同等の完全な範囲とともに、付随する請求項を参照して決定されなければならない。付随する請求項において、用語「含む (including)」および「ここで (in which)」は、用語「含む (comprising)」および「ここで (wherein)」のわかりやすい英語の同等物として用いられる。さらに、以下の請求項において、用語「第一」、「第二」、および「第三」は単にラベルとして用いられ、そして対象に対して数値的な必須要件を課すとは意図されない。さらに、以下の請求項の制限は、ミーンズプラスファンクション形式では書かれておらず、そしてこうした請求項の制限が、さらなる構造の機能の無効の言及が続く句「～のための手段」を明らかに用いない限り、そしてこうした句を用いるまで、米国特許法112条第6段落に基づいて解釈されるとは意図されない。

【0021】

独占的財産または特権が請求される本発明の態様は、以下のように定義される：

フロントページの続き

(72)発明者 トマシュ・ガウロン

ポーランド国 41-408 ミスウォヴィツェ, ウル・クリシュタウォバ 11/21

【外國語明細書】

2015070838000001.pdf